

岩手県監査委員告示第42号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第40号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年12月2日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県立一関第二高等学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成23年7月5日
 - (2) 本監査実施日 平成23年9月2日
- 3 監査結果の公表の日 平成23年10月4日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当及び教員特殊業務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが4件、38,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた通勤手当については平成23年7月19日に、教員特殊業務手当については平成23年8月11日及び同月15日にそれぞれ追給した。 通勤手当については、育児休業から復職した職員の支給開始月を誤ったものであり、また、教員特殊業務手当については、勤務実績処理の際に関係書類の突合が漏れていたものであることから、事務室内での相互チェックを徹底することにより支給漏れを防ぐ体制とした。